

# 奈良県高等学校等奨学金 新規貸与者募集のお知らせ

この制度は、高等学校等で勉学する意欲がありながら経済的な理由により、修学が困難な人に奨学金を貸与する制度です。

## この制度の特徴

- 奈良県が無利子で貸与します
- 貸与には要件があります
- 卒業後に返還が必要です
- 6ヶ月分ずつ、年2回に分けて生徒名義の口座に入金します
- 「修学支援奨学金」と「育成奨学金」の2種類があります

## 対象者

- 修学支援奨学金と育成奨学金で要件が異なります
- 対象者は右の①～⑤を全て満たす人です

\* 国の制度である就学支援金と奨学給付金は、この奨学金と合わせて受けられます。

### 【修学支援奨学金】

- ①高等学校(中等教育学校後期課程を含む)又は高等専門学校の内学生
- ②親権者又は未成年後見人(貸与を受けようとする者が成年に達している場合にあっては、その者の生計を維持する者)が県内に住所を有している人
- ③向学心に富み、学習態度が良好であると認められる人
- ④経済的理由により、著しく修学が困難と認められる人
- ⑤地方公共団体、その他公共的団体から学資\*の貸与、又は給付を受けていない人

※④について

家族全員の収入額の合計が生活保護基準の1.5倍以内であること

### 【育成奨学金】

- ①高等学校(中等教育学校後期課程並びに特別支援学校の高等部を含む)又は専修学校の高等課程(規則に定めるものに限る)の内学生
- ②親権者又は未成年後見人(貸与を受けようとする者が成年に達している場合にあっては、その者の生計を維持する者)が県内に住所を有している人
- ③向学心に富み、学習態度及び学習状況が良好(評定平均値3.0以上)であると認められる人
- ④経済的理由により、修学が困難と認められる人
- ⑤地方公共団体、その他公共的団体から学資\*の貸与、又は給付を受けていない人

※④について

家族全員の収入額の合計が生活保護基準の1.5倍(特に意欲があると認められる場合にあっては、3.0倍)以内であること

## 貸与額と貸与方法

- 貸与額は、学校の種類と通学方法で決まります

### 【貸与月額】

	国公立	私立
基本額	18,000円 (5,000円)	30,000円 (17,000円)
増額	自宅外から通学 +5,000円(+5,000円)	
	へき地から通学 +12,000円(——)	

※( )は生活保護の高等学校等就学費受給者の額

### 【貸与方法】

前期分(4月～9月)  
後期分(10月～翌3月)  
に分けて、半年に1回、生徒自身の口座に振り込みます

### 【振込時期】

1年目 …8月、10月  
2年目以降…4月、10月

## 返還について

- 卒業後、所定の方法で返還していただきます

### 【返還期間】

高校等卒業後、10年以内  
(条件により返還猶予制度あり)

### 【返還方法】

- ・月賦(毎月一定額を返還)
  - ・半年賦(年2回一定額を返還)
  - ・一括(全額をまとめて返還)
- 上記の3つから卒業時に選択

### 【利率】

無利子  
(ただし、延滞した場合は、延滞分に年利10.95%が加算される場合があります)

## 申し込み方法

- 申請したい方は最初に必ず在籍校に申し出てください
- 学校への提出期限を守ってください

① 奈良スーパーアプリ(NSA)からオンライン申請を行う。

② 書類を提出する。

※①は奈良県内の学校のみ

### 【必要書類】

- ・貸与申請書等一式  
(用紙は在籍校で受け取ってください)
- ・住民票謄本(記載事項が省略されていないもの)
- ・世帯全員の所得に関する証明  
市町村長発行の課税証明書  
市町村長発行の非課税証明書  
生活保護受給証明書 等
- ・連帯借受人の印鑑登録証明書

※世帯状況により、他の書類も必要になる場合があります

### 【提出先】

必要書類をそろえて在籍している学校の奨学金担当窓口を通じて、奈良県教育委員会事務局学校支援課へ提出してください

### 【Web:NSA オンライン申請期限】

令和8年5月8日(金)まで  
※奈良県内の学校のみ

### 【書類:学校への提出期限】

令和8年 月 日 ( )

## お問合せ先等

### 【お問い合わせ先】

- ① 在籍校の奨学金担当窓口
- ② 県教育委員会学校支援課 0742-27-9859  
(平日 8:30~17:15)

### 【より詳しく知りたい人は】



奈良県高等学校等奨学金のページ  
<http://www.pref.nara.jp/13014.htm>  
(左のQRコードからもアクセスできます)

オンライン申請マニュアルも上記HPから確認できます。

# 貸与用

## 令和8年度 奈良県高等学校等奨学金の貸与に関する収入限度額モデル表

【年齢別・本人15～17才】

- このモデル表の金額は、貸与の基準となる生活保護基準の1.5倍の額です。
- 世帯全員の前年の総収入合計額が、この表の総収入限度額以内であれば貸与の対象となります。  
(育成奨学金の総収入限度額である3.0倍の場合は表の金額を2倍にしてください。)
- 家族構成(人数、年齢)や、お住まいの市町村によって、総収入限度額は異なります。また、総収入限度額を若干超過する場合でも、加算制度によって貸与されることがありますので、おおよその目安にしてください。

上段：給与収入世帯  
(下段)：事業所得世帯

家族構成	2級地-1		2級地-2		3級地-1		3級地-2	
	家族内の総収入限度額	家族内の総収入限度額	家族内の総収入限度額	家族内の総収入限度額	家族内の総収入限度額	家族内の総収入限度額	家族内の総収入限度額	
2人家族 父・母 1人 本人 1人	2,167,800 円 (1,334,800)	2,060,900 円 (1,262,000)	1,953,800 円 (1,186,400)	1,846,300 円 (1,110,800)				
3人家族 父・母 2人 本人 1人	2,903,200 円 (1,850,000)	2,760,200 円 (1,752,000)	2,616,600 円 (1,651,200)	2,472,800 円 (1,550,400)				
4人家族 父・母 2人 本人 1人 弟・妹 1人	3,391,000 円 (2,191,600)	3,223,600 円 (2,074,000)	3,055,900 円 (1,956,400)	2,888,000 円 (1,838,800)				
5人家族 祖父・母1人 父・母 2人 本人1人、弟・妹1人	3,826,000 円 (2,519,200)	3,637,700 円 (2,368,800)	3,448,100 円 (2,233,600)	3,259,100 円 (2,099,200)				
6人家族 祖父・母2人 父・母 2人 本人1人、弟・妹1人	4,386,200 円 (2,967,200)	4,170,600 円 (2,794,400)	3,952,700 円 (2,621,600)	3,736,500 円 (2,448,800)				
<年齢構成> 父・母-41才～59才 本人-15才～17才 弟・妹-6才～11才 祖父・祖母-67才	等級別該当市町村 奈良市・生駒市		等級別該当市町村 橿原市		等級別該当市町村 大和高田市・大和郡山市・天理市 桜井市・五條市・御所市・香芝市 葛城市・宇陀市・平群町・三郷町 斑鳩町・安堵町・川西町・三宅町 田原本町・高取町・明日香村・上牧町 王寺町・広陵町・河合町・吉野町 大淀町・下市町		等級別該当市町村 山添村・曾爾村・御杖村 黒滝村・天川村・野迫川村 十津川村・下北山村 上北山村・川上村・東吉野村	